2018.07.02. 第二期第 4 回選挙市民審議会議事録

衆議院第2議員会館 地下1階 第4会議室

出席委員 片木淳、只野雅人、三木由希子(以上共同代表)

岡﨑晴輝、小澤隆一、小林五十鈴、小林幸治、田中久雄

欠席委員 石川公彌子、大山礼子、北川正恭、桔川純子、坪郷實、濱野道雄、山口真美

事務局 城倉啓、太田光征、富山達夫、岡村千鶴子

陪席 市民1名

書 記 岡村千鶴子、城倉啓

片木淳: それでは第4回の審議会、第二期ですけれども、選挙市民審議会第二期の第4回審議会、まあ、二ヶ月ぶりほどですけども始めさせていただきたいと思います。みなさん、暑い中ご苦労さんでございます。早速議題にもう入りたいと思います。お手元に本日のプログラムお配りしてあるかと思いますけども、最初に議題①選挙運動費用の上限規制について、これは前回からの続きになりますけども小林委員からお願いしたいと思います。小林委員、お忙しいところ資料も整えていただきましてありがとうございました。それでは早速ですがよろしくお願いいたします。

小林幸治:はい。それでは報告というか提案をお示しさせていただきます。A4 二枚もので 裏表で配布していただいているかと思いますので、ちょっとご覧いただければと思います。 前回、前々回でしたかね。少しこの関係の話で、お金の流れ、政治・選挙にかかるお金の 流れの全体像を把握してから、それぞれどういう仕組みにしていくかっていうことを考え ようっていうことが根底にあったかと思いますが、まだまだ個人的にも全体像がはっきり 見えてきているわけではないですが、今日のテーマである選挙運動費用の上限設定につい てってことで一定程度提言案としてお示しさせていただきます。

ペーパーの最初の「1.選挙・政治制度改革に関する答申〔抜粋〕」、これは12月に出した答申の部分で「候補者の選挙運動に対する公費負担と選挙運動費用の制限」の「あるべき姿/めざす目標/抜本的法改正の内容」ってことを改めて示させていただいています。前回ご指摘いただいた点を踏まえて改めてお示しさせていただいてます。前回、答申を踏まえてそれを積み増すような形で提言をするようにっていうご意見もいただいたかと思いますので、そんな形でと考えています。

その1ページ目の真ん中ちょっと上、「その考え方としては、」ということで、選挙運動費用の制限を設けるにあたっての考え方として、一点目は「政治活動・選挙運動に関する費用、資金に関する流れの全体像を捉える」ってことと、「選挙運動費用の制限」をどう考えるかっていうこと、どういう仕組みにするかっていうこと。「政党における政策形成を促進する」っていう、答申ではそういう三点をお示しさせていただきました。その具体的内容としてはどういうことが考えられるかってことで、同じく三点ほどお示ししています。「政治活動・選挙運動費用の報告・公開の徹底」。二点目に「選挙運動費用の制限」。三点目に「政党助成

金の使途の制限(政策形成にかかる費用に限定するなど)」ということについて制度設計を 進める必要があるんじゃないかってことで、お示しさせていただきました。それに基づいて 今日は提案をお話させていただければと思っています。特に今日のテーマについて申し述 べれば二点目の選挙運動費用の制限ということに大きくかかるのかな。当然一番目の政治 活動・選挙運動費用の報告・公開の徹底ですとか、全体像を捉えるということは三点目の政 党助成金にも関係してくるとは思うんですが、そんなことでご了解いただければと思いま す。

「2.提言案」として「1)政治活動・選挙運動費用の報告・公開の徹底」ということで、どういう考え方が良いかということでお示ししています。前々回ですか。選挙運動自体を撤廃しようという提案、全体像としてどういうように考えるかって少しご議論いただいたかと思いますが、選挙運動ということをすべて撤廃することもあって、少し言葉の使い方も改めてはどうかということで違う考え方でお示ししています。内容的には同じような捉え方になるので、最終的にどういう言葉を使うのかっていうのはご議論いただければと思っています。ここでは「選挙前政治活動」という言葉を、仮称的に使っています。イコール「選挙運動」と捉えて良いと思うんですけど、その期間についてどういうように考えるかということを含めてお示ししています。

その考え方としては、「各選挙において候補者の届出をして公表された日――この人が候補者ですよって正式に発表された日――から投票日までの期間を、選挙前政治活動期間とする。」ということにしたいと思っています。「その期間における選挙運動・政治活動における費用の制限(上限額)や公費の負担、収支報告書の提出などが規定されることとなる。」かと思います。その期間の設定については、衆議院の場合「解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ」(日本国憲法 54条)という規定があるので、40日を超える場合には憲法改正の必要があるのかなというようなことで、当面は 40日以内で期間を設定することとしたいと考えています。「例えば、投票日を基準日とし」た場合に、裏面に行っていただいて、「30日前を候補者の届出・公表する日として」設定して、「選挙前政治活動(選挙運動)期間と設定すると、おおよそ以下のようなスケジュールとなる」のではないかということです。基準日を 0 とした場合に、衆議院の場合は解散の日から 40日以内ということで「選挙期日の決定」がなされるだろうということと考えると、30日から 40日の間で「候補者の届出・公表」がされれば、いわゆる今までの選挙運動期間というものよりはかなり長い期間、この人が候補者ですよということは公にされるということになるかと思います。

ここで仮定ですけど、現行と変わりなく2週間程度の期日前・不在者投票期間を置いて、 やってはどうかということです。その理由としては、不在者投票・期日前投票に関しては 様々な事務、投票所の設置も含めて費用・人材もかかりますので、考え方としては30日前 から不在者投票なり期日前投票ができるようにっていう考え方もあるかと思いますが、一 定程度候補者の事情を知るっていう意味からも半分程度の期間を置いてはどうかなってい うようなことです。ですのでここでは一応30日間を「選挙前政治活動(選挙運動)期間」 というような設定にできないかということを言っています。

続いて「報告・公開の徹底」です。その「選挙前政治活動(選挙運動)期間の収支については、その報告書を候補者の責任において選挙管理委員会に提出し、選挙管理委員会はその内容が適正かどうかを確認し、不備等がある場合は訂正、再提出を求める」ことができるということにしたいと。「選挙管理委員会は提出された収支報告書を保存し、求めに対してだれでもが閲覧ができるようにするとともにまたインターネット上で公開」すべきだという提案にしています。

「収支報告書では収入元」、誰から寄付がされたとか、どこから収入があったかというのはできる限り明記するということ。「支出先」に関しても、その先、名称等明確にして「金額のすべてを明らかにする」というのを原則にしたいと。ただし「公開にあたっては収入元、収支先などに影響のないよう留意するものとする」というようなことも必要なのかなと書き添えています。

「収支報告書の提出がなされない」ですとか、また「虚偽の記載などが明らかになった者については一定の期間被選挙権を停止する」ような場合には、罰則規定も必要なんじゃないかというようなことにしています。

ちなみに寄付の制限については政治資金。そもそもの考え方として政治活動と選挙運動 というのは区別しないので、いつでも自由に政治活動をやってその延長で、ここで言うと選 挙前政治活動期間についてもやると。ただその30日期間に関しては特に選挙にかかる費用 ってことでその1か月間の収支報告書を特別に提出するような仕組みにできないかなとい うようなことにしています。

一方でその選挙前政治活動の費用について公費の負担はするのか、しないのかっていうことが出て来るかと思います。基本的に公費の負担はあっても良いだろうという風に思っています。その理由としてはできる限り候補者の公平・公正性というものを担保するっていう意味からも資金・資源の少ない候補者に対しても一定の公費負担をすることによって一定の選挙運動・政治活動ができるということにも繋がりますので、一定の公費負担はしても良いのではないかということを原則というか、元にしています。

ではどういう風な考え方の下で公費負担をするかということで、ここにお示ししています。「本提言案では選挙前政治活動(選挙運動)費用の一部を公費負担とすることとした。 その提案では一定の公正・公平性を確保するため」「一部を公費の負担とするものである。」

一方で本審議会答申では供託金の廃止を提言しており、その提案と相まって「候補者の濫用にならないか」というような問題も、まあ以前からもこういう指摘はあったのですが、そういうことも勘案して、ちょっと考えたいというように思っています。

そういったことからも、選挙前政治活動費用への公費の負担については、フランスや韓国で見られるように「有効投票の一定割合以上を獲得した候補者に対しては支出した選挙運動費用の全額、又は一定割合償還する」という規定が、フランスや韓国に見られています。ですので一定の割合、フランスの場合は5%、韓国の場合は確か15%だと思いましたが、

有効投票の一定割合を獲得しないと、逆に償還されないという仕組みになっているので、そこを参考にしつつ、「有効投票者数の一定割合以上を獲得した候補者のみ公費の負担とすることとしたい。」ということで、殊にいわゆる濫用と言っていいのかどうかあれですが、そういったものを一定程度制限してはどうかということです。

上記の選挙前政治活動期間のみの提言をここでは示したものであって、「政治資金のあり 方についての方向性」。ですので、その他細かい部分に関しては全体を通した政治資金の規 定に準じて規定してはどうかということで考えております。というのが一点目。

二点目に「選挙運動費用の制限」ということで、かなり重なるところもあるんですがご覧いただければと思います。一点目に「選挙前政治活動(選挙運動)費用の上限」ということで、上限額をどういうように設定するかということで、ここでは示しています。現状の選挙運動費用の制限額ということに関しては、公職選挙法の方でこの表にあるようなことが法律の中で書き込まれているというのが現状です。それぞれ上限額に関して、制限額に関しては参議院の比例代表以外は名簿登録者数を基にして一定の金額に一定の金額を加えたものとしています。

ちなみに第 47 回、2014 年 12 月に行われた衆議院議員総選挙の場合には、最大の額では 北海道 6 区の 27,763,200 円というのが最大であったと。最少の額は鳥取 1 区 22,674,200 円ということで、上限額としてはかなり多額の制限になっているかなと。ちなみに、もちろんすべてを見たわけではないですけれども、上限額に達している収支報告書、いくつかの候補者のを、インターネットでも公開されてましたので、それを見ても、上限額に達しているような候補者はいなかったかなと。少ない候補者だと 100 万円台っていうのもあって、どこまで選挙費用としてそれを収支報告書に記載するかっていうことにも関わってくるんですが、それほど多額な費用をかけているという様子は見られなかったかなって思っています。ということが現状です。

ですので参議院の比例代表選挙以外は名簿登録者数に一定の額を乗じて制限額を設定しているというのが現行制度になっていて、ちなみに前回紹介したイギリスですとかフランス、韓国などでも一定程度同じような規定になっているということでした。ですのでそういったことを参考にして、「これまでと同様に選挙前政治活動費用の制限を設定」してはどうかということです。ですので、名簿登録者数×、いくらにするかというのは何が合理的なのか、いくらが公正なのかというのはすごく難しい問題でもあるかと思いますので、こういったことに関しては、ここでは「政治資金適正化委員会」っていうのを挙げていますが、一定程度、第三者機関・諮問機関に委ねてそこで決めていただくようなことっていうのも考えられるのかなという風に思っています。その場合には社会情勢ですとか、市民・有権者等の意見を参考にして審議して決めるような仕組みをどうやって担保するかっていうことも一つ必要なのかなって思っています。そういう決め方・仕組みにして基本的には現行制度と同様な選挙前政治活動費用の制限額・上限額というのを決めていったらどうだろうかというように思っています。

3ページ目の下の方には衆議院の小選挙区の登録者数ということで上位と、少ない選挙区、 それぞれ入れてみました。一票の格差の問題でもここら辺取り上げられている選挙区かと 思いますが、かなり違いがあって、有権者数・名簿登録者数に乗じて、その費用を決めると すると、鳥取の第1区と東京の第13区では倍ぐらいの違いが出て来る。そういったことを どういうように考えるのかということも、一つ課題としてはあるのかなという風に思って います。

ただ、ちょっと細かい話になって恐縮ですけれども、例えばパンフレット、チラシ、マニフェスト等を作成して配布するについても当然有権者数だとか登録者数との兼ね合いで何部刷るかって関係してきますので、そこら辺当然すべて選挙運動に関しては基本的に自由になりますので、候補者になった人が「わたしはパンフレットしか配らない」っていう選挙活動の仕方ももしかしたらあるかもしれないですし、そこに全体の費用をかけるっていうのもあると思いますが、それはそれとして一つの考え方でありますし、人数と有権者数と選挙人名簿の数と費用っていうのも、大体その極端に違ってこないって言ったら変ですけど、そこら辺を考えて費用も活用してくるもんだろうと思いますので、そこら辺の考え方っていうのは一定程度整理できれば、それほど不合理なことでもないのかなというようにも思っています。

その次に最後のページになりますけど、「選挙前政治活動(選挙運動)費用への公費の負担」。その公費の負担についてどういうように考えるのかということをここではお示ししています。現状の選挙運動費用への公費負担については、これは総務省から提供していただいた費用、いろんなかかる現行上の選挙制度で公費負担がされますよと、足し合わせて上限額っていうのを、総務省では上限額っていうのを特に公費負担の上限額っていうのは決めていないようなんですが、これを足し合わせていくとこういう金額が出てきましたっていう一つの目安として見ていただければと思います。

衆議院小選挙区の場合は約326万円というのが最大の公費負担の額かなと。参議院選挙 区選挙の場合は403万円、比例区の場合には771万円とされています。ちなみに衆議院の 比例代表選挙に関しては公費負担が認められてませんので、これは0ということです。320 万、400万、770万ぐらいの費用が最大として公費から支出されるってことが、候補者一人 に対してってのが、一つの目安として考えられるかと思います。

そういったことを勘案して「選挙前政治活動費用への公費負担の考え方として」、同時に現行法では有権者一人当たりいくらっていう計算の仕方はしてませんので、そういったこともちょっと考えたいなという風に思っています。公費負担の考え方では、「一定額を有権者数(選挙人名簿登録者数)に乗じた額とすることを提案したい」というように思っています。というのは先ほど選挙前政治活動費用の制限に関しては、一応有権者数を基にして考えてますので、実際に自分のいくらがそこに選挙活動に使われているのか、選挙前政治活動に使われているのかっていうことも知っていただきます。それで参加意識が高まるかどうかというのも、また難しい問題ではありますが一つの材料として考えていただくっていうの

も想定してそういう額の設定の仕方にしてはどうかということで提案しています。

ではどのくらいの割合を公費負担にするのかっていうことなんですが、現状の選挙運動費用の制限額と公費負担額を勘案すると、本当におおよそではありますけど、「衆議院小選挙区選挙及び参議院選挙区選挙では、制限額の 1 割弱が公費負担として出されている。参議院比例代表選挙では1割強が公費の負担とされている。」ということが、それぞれこれで言うと3ページ・4ページの表を見ていただくと大体理解していただけるかなと思うんですが、そういったことも勘案しながら一定程度、1割程度を、選挙前政治活動の制限額の1割程度を公費負担とすることに、当面考え方としてはどうかということです。

その公費負担には「選挙政策パンフレット」ですとか、「ポスター作成費」「マニフェスト」も含めて、そういった作成費も含めてのものとすると。ただ演説会場、講演会の演説会場ですとか、テレビ・ラジオによる選挙放送などは、いわゆる、そういう言い方をして良いのかちょっとあれですけど、「現物給付」的な提供でもあるかなと思いますので、そういったものに関しては、その 1 割程度の公費負担の中には含めずに別途の公費負担にしてはどうかということで考えています。ただ、パンフレット、ポスター、演説会でしたらその回数ですとか、テレビ・ラジオの選挙放送の回数ですとか、そういったことは一定程度、額で縛るのか、それとも回数で縛るのか、回数・枚数で縛るのか。ここら辺考える、検討の余地があると思うんですが、何らかの規定が必要だろうなという風に思っています。

ちなみにちょっと、衆議院の小選挙区で設定してみると、選挙区域内の有権者数が例えば 30 万人いたとすると、1.5 円という金額で当てはめた場合に 45 万円と出てくる。プラス 1 割程度というのは現行で言うと 1,910 万円を超えた金額が制限金額として設定されてますので、それを単純に 1 割として 191 万円ということで、一人の候補者に対して、上限で 236 万円の公費負担がされるというようなことになるかと思います。一つの区域に例えば 10 人の候補者がいた場合には、その 10 倍になりますので、公費負担の上限額としては 2,360 万円ですね。ちょっと数字が間違ってますが、ぐらいが公費の負担となる。その区域内の有権者一人当たりその選挙に対して、候補者全てに対して 150 円程度の負担をしてますよって。選挙に一人そのぐらいの負担が生じていますみたいなことになるかと思います。そういったことも公表しながらどういう風な仕組みに変えていったら良いのかということも、次のステップとしてあるのかなというように思いますので、そんな考え方で一定程度提案していってはどうかということでお示ししています。

昨年出しました答申の最後の政党助成金の使途の制限に関しては、これについては次回 以降の検討のテーマでもありますので、もう少し掘り下げた上で提言したらどうかという 風に思っていますので、今日はちょっと省かせていただいて、とりあえず前回のご議論いた だいた内容を踏まえて本当にたたき台として提示させていただきましたので、率直ないろ んな意見をいただきながらもう少し精査できたらなと思っています。とりあえず以上です。

片木淳: ありがとうございました。ちょっと申し遅れましたけども、遠方から岡﨑委員にも

今日もご参加いただいています。岡崎さん、よろしくお願いします。

岡崎晴輝:よろしくお願いします。

片木淳:前回も色々とご議論いただいたんですけども、早速ですけど今の報告に対して、一応たたき台と遠慮しておっしゃってますが、もちろんみなさんに議論はしていただくということで、今日はかなり制度設計的な提言をしていただいたんですけれども何か質問なりご意見なりございますでしょうか。

岡崎晴輝: 十分にちょっと聞こえないところがあるんで、みなさんの意見を聞いてからまた コメントしたいと思います。

片木淳:はい、わかりました。それではよろしく遠慮なくいつでもお願いいたします。

岡崎晴輝:はい。

片木淳:はい、ありがとうございました。それではそういうことで、ここにお出でのみなさんがた、どなたからでも結構ですけど、質問。どうぞ、小澤さん。

小澤隆一: 小澤です。現行制度をそれなりに踏まえながらも丁寧にご説明いただいたと思います。いくつかあるんですが、まず一つは、憲法 54 条に基づいて 40 日ということで、それで候補者の届出・公表を 30 日前ということで、固めてはいないでしょうけれども一応決めているわけですが、この 10 日間という幅をどう見るかですよね。予期しないで、わっと解散されることもある。その 10 日間の間に、一応選挙区割りを念頭に置くとなると選挙区毎の有権者、そこで投票する人を確定しなきゃいけない。それを 10 日間ですべての選挙管理委員会にばばばっと全部必ず毎回やらせるっていうことが可能なのか。それこそ片木先生がよくご存知でしょう。

これが 30 日でいけるのか、やっぱり 25 日前ぐらいにとか、その辺りの判断がありうるのかっていうのが第二点と。

片木淳: すみません、途中で。一つ一つ切り離せれば。

小澤隆一:ええ結構です。まずこれで。

片木淳:では、その点いかがでしょうか。小林委員から。

小林幸治:実務上その10日間で有権者数を把握できるのか。またはその選挙実務として準備できるのかっていうことなんだと思いますけども、それはちょっとぼくの中では、それ以前、選挙管理委員会って事前にいろんなことを調べているのか、それも含めてだと思いますし。あとこれ全く今日のテーマとは直接的ではないんですけど、総理大臣による解散権というのをどういう風に捉えるか。個人的には、こんなに最近のように乱暴に解散するっていうのはあまりにもちょっとどうかなと思ってます。そこら辺を、一方でそういうことを制限するような仕組み方をしないといけないのかな。この辺はイギリスも同じような事が起こって、それに対して少し縛りをかけたようなことも聞いてますので、そういったことも併せて検討するべきかなという風に思っています。

片木淳: ありがとうございました。ちょっとわたしの方もあまり実務の現場のことを知っているわけではないんですが、さっき小澤さんがおっしゃったことは、まあ普通これでやって

ますよね。現在も選挙を。おっしゃっている名簿の調製か何かが 10 日間。15 日間か、もうちょっとないとできないというんですか。今の、現在でも常日頃から選挙人名簿の調製をしておって、9月1日、2日ごろですかね、選管が。それから選挙人登録ということで、選挙があるとなると、その時点でぱっと数をおさえてね。もちろんそうしないと選挙ができませんからね、やっているわけですよね。それとの関連で、どういう風なご疑問なのかもう一度ちょっと説明をお願いしたい。

小澤隆一: そう言えば、人口がたくさん動くときにたまたま総選挙になったって、そういう時。それは実際には統一地方選挙をあの時期にやってるんでいいんだっていうことかもしれないんですが、結局転入・転出が3月・4月のところでわっと来るわけじゃないですか。それで10日で大丈夫だと、そんな感覚で大体見ていて良いということですか。

片木淳: 統一地方選挙についての学生の住所の問題ですか、前回、あれは衆参の選挙でしたかね。いずれにしても出てくる問題で、住所の確定の問題ね。それはこの答申、前回の一期の答申の中でわたしが担当して、一応この間も申し上げたんですけれども整理をした。学生の住所をどのように捌くかという問題ですよね。

小澤隆一: それだけじゃなくて、要するに勤め人だって全部同じことなんですよ。学生や勤め人、要するに日本で一番人口移動が起こりうるのはあそこのタイミングだと思う。要するに3月・4月の切れ目のところです。それに差し掛かった時でも10日間で全然大丈夫だと、衆議院の選挙がですね。それであれば別に40日・30日っていうこの10日間でやるっていうので構わないと思います。非常に技術的な疑問です。わたしのは。

片木淳: それは大丈夫じゃないでしょうかね。というのは、ずっとやってますから、今までも。衆参両選挙、統一地方選挙。よーいドンで選挙始まるよとなると選管がぱっと用意するわけです。全部ね。それで皆さんに投票用紙を配っているわけですから、それは大丈夫だと思うんですけどもね。

ちょっとそれで関連してですね、わたしの方からお聞きしたいのは 1 ページの下の小林さんのやつですけども、今の議論ですけどもね、衆議院の場合にこの憲法の規定が 54 条に書いてあると。規定があるので、「40 日を超える場合は憲法を改正する必要がある」からという理由にしてるんですが、ここもちょっと説明していただけますかね。なぜそういう論理になるのかっていうことがちょっと分からないところがあるんですけども。

というのと、もう一つ、解散でない場合もありますよね。普通の通常選挙、任期終わって やるっていうのもありますよね。そこはどんな感じなんでしょうかね。

小林幸治: これはまさしく只野先生に説明していただいた方が。これは逆にこういう考え方で良いのかって只野先生にもお聞きしたいなって思うんですけど、先週もちょっと憲法に関しての勉強会をやった時にこの話題、ほんのちょっとですけど出て。この規定があるので、40 日以内に選挙を本当にしないといけないのかどうかっていうのを、災害なんかが起こった時に、ちょっと違う次元の話だったんですけれども、災害が起こった時なんかは超えたら裁判所が違憲判決を出すのかっていうのを言われたんですけど、それは出ないんじゃない

のみたいな話もされてましたけど。

片木淳: ちょっとわたしの方から確認させてもらいますが、ここで言っている「衆議院議員の総選挙を行なひ」(憲法 54条) というのは、総選挙の期日をその日にしなさいっていう意味ですよね、これ。

小林幸治:解散してから40日以内に選挙しないといけないという話です。

片木淳: それと選挙運動期間も、その後 **30** 日に短くしないといかんというのがね、憲法の 規定から何か必要があるという論になるんですか。

小林幸治:なので、解散の日から 50 日、例えば投票日まで 50 日置いてしまうと、40 日を超えてしまうので。

三木由希子:要はあれですよね、憲法で 40 日以内にやりなさいって言っているのを、個別法で 50 日と書けるかって、そういう話なんじゃないですかね。単純に言うと。だから憲法の規定を個別法で上書きしていいのかっていうことの話で 40 日以内で収めましょうっていう提案をされてるんですよね。

片木淳: そうするとさっき申し上げたように、一般の任期満了の時を考えると話は別だということですか。ともかく解散の時はやむを得ないですよ。いつ選挙あるのかわからんわけだから、そこからよーいドンで始まるわけですよね。もうちょっとずらして 30 目前からよーいドンにする手もあるんですけども。ところが、そうでない普通の、普通というか任期満了の選挙っていう時には、たとえば 100 目でも良いということですか。今まで議論になってるね。

只野雅人:制度の造りの問題だと思いますが、衆議院選挙の場合今だとほぼ解散をしますので任期満了までいったことって何度あったかっていう感じですよね。なので、こちらに統一しようっていうご提案かなと。でも考え方としては、参議院は任期が決まってますから、もっと長くても良いというのはあるかもしれないですね。通常選挙の場合と全体を統一するかっていう話で。確かに解散は突発的なもので仮に 69 条の場合に限定しても同じことは起こりえますので。

片木淳:だから前回までの議論だとイギリスの例なんかも引きながら解散による選挙というのは、ご発言あったように、ちょっと抑制的に考えた方が良いんじゃないかと。できたら無くても良いぐらいの議論を我々はしてきたっていうことになれば、そして参議院の話もあるとなれば、元へ戻って、あれはイギリスでしたかね、100 日前から、ああドイツですか、100 日前からよーいドンで始まるという仕組みを入れる可能性もあるということでしょうかね。どうぞ。

小澤隆一:前回、あるいは前々回にやった議論だと思うんですけども、解散の非常に恣意性ですよね。運用は確かにその通りだと。わたしもそう思いますけども、実際にそれをいわゆる法的な規制をかけられるかどうかという問題は別途であるわけで、その論点をここで混ぜちゃうとちょっと話がややこしくなると思う。だからそれはちょっと置いておいて、任期満了の場合は、もう大体分かっているわけですから、いつまでが任期満了日かって。だから、

だとすれば、わたしは通常は参議院でもやってるように、要するに政治空白を作らないという意味では満了前に選挙をやるのがノーマルなパターンだというように思うんですね。もちろん当の議会がぎりぎりまでやりたいと。要するに会期もそこまで設定しちゃって懸案事項を任期中に全部やりきるんだと、それぐらいのつもりで、その場合はほとんど与野党で談合みたいな話になるんですが、それで結局ぎりぎりまで会期をやって、その後ずれこむと。だからある意味では、衆議院がない状態が解散の場合と同じように 10 日なのか 20 日なのかできたとしても、それはそれである意味そういう制度になっていれば構わない話だと思うんですね。ただやっぱり政治空白はなるべく作らないというのは一つの要素としてはあるので、通常の解散の場合は任期満了前でしょうということになるんじゃないでしょうかね。絶対に任期満了後を排除するわけではないという制度もありうるんだと思いますけど。

片木淳:これはそうなってるわけですよね。今の案はね。

小澤隆一:ですから解散の場合は要するに予測がつかないから、さあ解散となっちゃって、 そんな一日二日じゃできないからこういう風な話になってると思うんです。

片木淳:小澤さんは元へ戻って、選挙前政治活動期間は参議院の場合も含め、一般の解散でない場合の選挙も含めて、30 日で良いかどうかという議論はちょっとしたいと思うので、そこはどうでしょうかね。

小澤隆一:その点で言うと、結局 10 日間が事実上立候補しようという人たちの謂わば心の準備期間ということになるわけですよね。だから準備できてる人は、10 日間でさっと行って、早速直ぐ選挙できるわけですけれども、ところがそうじゃない、やっぱり決めるまでに20 日かかっちゃいましたっていう、あるいは30 日かかっちゃいましたっていう人は出遅れるわけで、だからそういう出遅れも見越すような設定がどうなのかっていうことになると思います。だからさっき技術的な話をしました。10 日間で大丈夫なのかっていうこと。技術的じゃない問題としては、やっぱりスタートラインの公平性っていうようなことを考えた時に、これを30 日じゃなくて25 日にするとかね。そういう配慮っていうのはあるのかないのかっていうこと。そういう問題がありそうだなという気がします。

片木淳:分かりました。この審議会の議論の流れを言いますと、今まで坪郷先生のドイツの報告なんかがあって、選挙運動規制撤廃して、あとは政治活動と同じような選挙運動で、よーいドンの手続的な出発点だけをどうするかということで今日も議論していただいているわけですよね。小林さんの選挙前政治活動期間という概念はね。それがドイツだと 100 日だったと。ところが、それで長い方が良いだろうという議論も多いわけですよ、今まで戦後は最初 30 日出発・国政、地方選挙は 20 日っていう選挙運動期間を短くされちゃって。

特にこの間からわたしは障害者の方の団体ともお話なんかもしていて、これは別の話になりますけども、選挙公報とか何かも早く手元に届かせてほしいと点字にしろ何にしろ。これを総務省に言いに行ったら、「選挙運動期間が短すぎてそんなことを用意する時間がない」という一つの問題です。

というようなこともあって、もっと長くやれば良いじゃないかと、選挙運動期間、戦後こ

れだけ縮めて来たっていうのは現職が自分がもう通りたいから、それでやってきたんじゃないかと。なるべく新人が出ないうちに終わる方が良いと。勘ぐりですけどね。という議論があって 100 日ぐらいで良いんじゃないかと。

アメリカの大統領選挙は二年ぐらいやってるじゃないかと。これについては色々とご議論があるかとは思いますが。ということで選挙運動期間が長い方が良いということで、一時われわれの議論の中ではそんな話もあった中で30日というとちょっと短いような印象をわたしは受けるものですから、そこは小林さん、何か根拠というかね、30日に縮められたのは何かありますか。

小林幸治: それはまさしく憲法の解散の40日というのが。

片木淳:他には。

小林幸治: それを超えられないなっていうのが根拠です。ですので、先程も同じく出てたように、衆議院は30日にして、参議院は100日にしようか50日にしようかという考え方もありますけど。これまでも参議院と衆議院と選挙の仕組みが色々違っていて、有権者側にすると混乱というかわかりにくい選挙になっているので。前回にもお話ありましたけど、基本的に個人的な考え方ですけど投票する側がどう見るかってことをできるだけ重視したいっていうような。先程片木さんがおっしゃったように情報をできるだけ早くもらって、その中で自分として誰に投票するか決めたいっていう有権者が少なからず居られるんだったらできるだけ長くしたいっていう風に考えますし、そういった視点からのものだっていうことをちょっと。

三木由希子:この期間の問題っていうのは、要は立候補制限ですよね。これ以降は立候補で きませんよって制限と、この期間以降に使えるお金はこれですよっていう制限のためにで きる期間ですよね。その前に立候補予定してますっていう風に政治活動するのは自由なわ けですよね。だからアメリカの大統領選挙もその前は党内の立候補者を決めるためのキャ ンペーンをずっとやってて、その投票日に向けて一本化されたらまた長大な選挙キャンペ ーンをやってっていう仕組みですよね。だからこの期間ていうのは、要はこの日以降に、こ の日までに届出ないと、この日に届出ないと立候補できませんよっていう制限と、それ以降 に使えるお金はいくらまでですよっていう制限以外の選挙規制が無いっていうことですよ ね、要は。なので、結局それは立候補の届出としていつまでを認めるかっていうのと、お金 の問題でどうするかっていう、その期間として議論をするっていうのが、多分小林さんの提 案の趣旨、というかおっしゃっていることというように思うんですよね。だから、30 日は 立候補する側からするとすごい大変かもしれないと。この日までにとにかく手を挙げない と立候補できませんってなると、一応この前までに届出・公表なので、この日までに、要は だから今だと、立候補者の受付をして公表されて選挙運動期間ですよね。この提案だと 30 日前の届出・公表なので30日前に届出・公表しないと手が挙げられませんっていう仕組み にしますっていうことですよね。だからむしろそっちの、立候補者が準備がそもそもできる のかっていうところで、先程の小澤さんのご指摘が出てくるっていう話だと思うんですよ

ね。だからお金の問題と、立候補するっていう制限がどこでかかるかっていうことで今 30 日っていうのが良いかどうかっていう、そこに議論が今集中すれば良いのかなっていう気 がします。

小澤隆一:今整理していただいたんで、はい、分かりました。わたしはてっきりこの30日というのは、この日から届出ができる日と勘違いしていたんですね。というのは先程ドイツで100日と言われましたけれども、それはちょっと確認ですけれども、要するに「わたしは来るべきいついつの選挙にいずれ立候補しますよ」という風な、そういう活動ができるのが100日であるのかどうかですね。日本で言えば、事前運動みたいなものがそれぐらいの時期から解禁するっていうイメージで捉えて良いのかどうか。いやそうじゃなくて本当に100日前から届出期間が始まるんだっていう風に考えるのか。それによって全然イメージが違ってきて。わたしは、仮に30日前から届出解禁ということであれば、まずさっきわたしが出した論点はその10日間で技術的な準備できるんですかっていう話を出しました。

と同時にわたしはこの 30 日というのが届出解禁の日であって、届出はこの後 5 日か 10 日ぐらいあるのかなと思ってたものですから、まあそれでの良いかと思ったんですが、もしこの 30 日前が本当に届出の締切日だという風になるとすると、これはちょっと早すぎませんかっていうのを再度、論点として出させてもらいます。

片木淳:小林さん、どうですか。

小林幸治: いや、よく分からないことでありますけど、僕的にはあまり早すぎないかなと思います。30 日前ぐらい、解散に向けて、日本の現状でどうのこうのって議論をするっていうのもあんまり健全じゃないなって思いながら、どうしても今日本の中で選挙はどうなっているのかなって考えた際にも、大体でも「そろそろ解散がありそうだな」って言ったら、みんな準備してますよね。その出遅れた人っていう人がどういう人なのかって、僕はあんまり想像ができないので何とも言えない部分があります。

片木淳: あれでしょ。前からの議論でともかく事前運動とかという概念はなくなるということを前提に今議論をしていますからね。だから後はもうよーいドンで一番的確に、的確というか分かりやすく言えば、選管が投票用紙を作る時にこんな候補者が出てるとか、こんな政党が出してるとかっていうことの、投票用紙を印刷する準備もあるのでこの日までに言ってくれと。そこからよーいドンで手続を進めましょうということで、別に事前運動だか解禁だかという概念はもうないわけですよね。何をやっても良いわけなんですから。選挙運動規制はないんだから。という前提でこの30目前の日に、まあこれを1日にするか5日にするか、それはまた色々議論されたら良いんでしょうが、今の日本の前提から言えば1日で終わると届出日がね。それでやっていただければ理想的にはありがたいですけどね。全部整って、さっきの期日前投票から不在者投票の準備もしなければいけないわけだから、なるべく早く決着つけてもらって、これでドーンと始まりますよっていう、その日をいつにするかという問題。解散の時はそれはもうそこからですから、40日の間でどっかで決めなければいけないということでしょうけども、ちょっと繰り返しになりますけれど、他の選挙もあるし、

衆議員だって任期満了もあるんだから、では一般原則は 100 日前にするのか、あるいは 30 日、解散に合わせて全部 30 日にするという案ももちろんあるという風に理解するんですけれども。ともかくそういう風に考えれば良いわけですから、三木さんがおっしゃったこと、その通りじゃないかと思いますよね。元々ね。

そうなると、わたしばかりしゃべって恐縮ですけど、もう一度概念をきちっとしないとと 思いますのは、小林さんの、ある程度きちっとなってると思うんですけど「選挙前政治活動 期間」という名前が付いているんですね。「選挙前政治活動」というのは今の議論からいく とどういう定義ですか。どんな政治活動。というのは選挙運動というのは当選するための運 動ですわね。簡単に言えば。政治活動というのはそれも含まれますし、一般の日本語として はいろんな主義主張とか政策をわあわあ言うっていうのも政治活動ですわね。ここで言う 「選挙前政治活動」っていう概念は、やっぱり「選挙」を頭に置いた概念なのかどうかって いうことをちょっと聞きたいんです。

小林幸治: それは、やってる活動自体をどういう風に捉えるかっていう意味でしょうか。それは、30 日以前と、極端な言い方をすれば、30 日以後とで同じこと。基本的には何をやっても良いので、同じことをやってもその 30 日の間だけ集中して何かをやっても当然良い、制限されない。

片木淳: あのちょっと良いですか。先の話になるんだけど、選挙運動費用の制限をしますわね。「あなたの選挙前活動の、運動の費用はこれこれでした」と言って計算せないけませんわね。それからもう一つは公営選挙で「あなたがやってきたこの選挙前政治活動のうち1割ぐらいは公営でお金出しましょう」ということも後から出てくるわけですよね。ということになれば、選挙前政治活動というのは何かということをね、定義してないと掴められないですわね。なんでもかんでも良いよというわけにはいかんから。それはどういう風に定義したら良いんでしょうかね。

小林幸治:選挙運動規制で、選挙運動の規制を基本的に撤廃するので、それがなくなる。ど ういう風に説明すれば良いのでしょうか。

片木淳: いやいやそれでだから前から言っているように、イギリスでは、しかしそれを何か概念を掴まえて、目的と行為で広告事業とかこんなパンフレットを刷る費用とか、そういう具体的な項目をちゃんと法律で定義してあって、これについてどうのこうのって言ってるわけですよね。だからそれが必要じゃないですか。日本も。

小林幸治:公費の負担に関しては、確かイギリスもそういった何々に使いなさいといったこういう活動に対しては公費の負担をしますよといったことを謳っていたんだと思いますけど。それも考え方としては無くしてしまおうという、今日の提案ではそういう考え方です。それで、30日間の活動を規定するのではなくて、費用の上限額を決めましょうと使って良い額を。やり方としては何でも良いんだけど、これ以上の費用は使ってはダメですよということを、一応縛りをつけましょうということが一つと。その中の1割程度は公費負担をしましょうということが基本的な考え方という。

片木淳:ある政治家が、こういう運動にいくら金を使ったか、君の使った金額は上限を超えていないねと。超えているねとか超えていないとかという判断をするためには、どういう範囲の金額を持ってこいと、支払った金額の内ね。まあ色々ありますね、つき合いで葬式があったから金を出しましたとかに始まって、政治活動と選挙運動と色々な金の使い方がある中で、どれがその制限の中に入るか入らないかの基準対象となる経費なのかということを決めないといけないでしょう。

三木由希子:私なりに小林さんのご提案で理解したことは、要は30日で立候補したらそれ以降の政治活動は全部選挙運動ということに、その候補者はなりますねということなんですよねというのがまず一つと。これはあくまでも候補者個人なので、政党は縛っていないという従来の仕組みは変わっていないということですよね。だから、政党がいくら使おうと、その政党のキャンペーンとしてその候補者を応援しようと、この考え方だとそこは制限がかからないので、広告を大量に撒くとかということが従来どおりこのままだとできますねということですよね。

小林幸治:今のご指摘で、前半の部分はその通りで。政党に関しては、今日は具体的にはお示ししていません。これは政党助成金との関わりで、僕の中ではどうやって縛りをかけるのかなということが関係してくるので、先ほど(3)のところには次のテーマでもあるのでと言ったことはそこでもあります。前回紹介させていただいた諸外国でも、政党への縛りをイギリスなどはしていますので、そういったことも検討しないといけないと思っているので。今の三木さんのご指摘は、多分候補者を縛っても政党がどんどん使えると、公正性に差が出てきてしまうのではないかということもあるんだと思うんですけど。そこは考えなくてはいけないなとは思っています。

田中久雄: 基本的には、政治活動と選挙運動の区別をなくして自由にできるというのが我々の答申の考え方の原則な訳ですよね。それを前提にするならば、選挙運動費用というのは何を計上するのかと。立候補をいつからするかにしろ、その前後にしろ、政治活動もできるし選挙運動も自由にできるんだということを前提にして、その中で選挙運動費用の上限を決めるということは、果たして可能なのかどうかと。これは政治活動だからOKですよ、これは選挙運動だから報告書に計上しなければいけませんなどという、個々にどういう基準で、どういう動機で、どういう効果をというのは実態では曖昧になるわけですよ。一番簡便なやり方かも知れないのは、イギリスでやっているようにある程度列挙ですよね。チラシとかポスターとか自動車の借り上げとか、そういうものは選挙運動費用として計上してくださいと。それ以外のものは政治活動でも良いし、選挙運動まがいのものとしてそれは自由ですよと。そういういくつかのものを列挙して、必須のものですよね選挙運動として候補者がやるべきもの、それは公平の原則でお金のない人も立候補できるということで最低限の環境整備とか財政的な整備をやりますと。上限を決めて、最低限の公平な競争をする環境を整えると。公営費用についてもそれの1割は出しますよということで、その辺を割り切っちゃって、選挙運動費用というのはどう

いうものですよというものを現状の公営費用に出しているアイテムを参考にしながら 列挙するというのが一番わかりやすいし、一番クリーンというか、計算もしやすいとい うことが一点です。

もう一つは最初の議論で憲法上の規定が40日というのがあって、ここでは選挙前政治活動期間という表現をしているわけですが、これも憲法の40日に拘束されているような感じを私は持つんですね。解散の場合は正にそういうことで、解散というのはある意味では例外なわけですよね。衆議院の場合は例外が常態化しているということから曖昧になるわけですが、参議院は会期まで議員であって、いつ選挙するというのがわかっていますし、地方選挙などは解散というのはあまりなくて大体会期でやって、来年統一地方選挙があるということで今から準備しているわけですよね、参議院の選挙についても各政党とも今から準備していると。もう1年前から選挙運動というのはやっているんですよね。ですから40日からということはあまりにも狭すぎると。100日が良いのか80日が良いのかわかりませんけれども、その時点から列挙した事項についての経費はすべて選挙運動費用として計上してもらって報告書に書いてもらうという形をとるのが良いのではないかということが二点目ですね。

三点目として、最後の議論ありましたけれども、政党の選挙運動について全く触れていないということは、政党助成金との関連でまた次の議論ということもありますけれども。これもそれだけの問題じゃなくて、もっと基本的な問題があってですね。我々、答申の中で衆議院の改革というのは比例代表を中心にやると、参議院については大選挙区でやるという見解を出しているわけですよね。それでありながら、選挙運動の費用になると現状を前提にして、候補者中心で選挙費用の報告書をまとめるということになっているんですけれども、その辺は齟齬はないのかどうかですよね、我々が最初のほうであるべき選挙制度として比例中心とか大選挙区中心でやるということをやった以上、やはり政党を中心に選挙運動というのは行われる訳ですよね。それなのに運動費用になる現状を中心にして考えているということで、それで良いのかなと。

片木淳:はい、わかりました。今の第三点目、私も話を聞いていて必ずしも候補者だけでないような雰囲気でご説明があったと思いますので、政党も入れてまた次回ご検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

小林幸治:はい、必要だと思いますのでそこは触れないという話ではないです。色々なご指摘をいただくのはありがたい話なんですけど。可能であれば、「こういう風に変えたほうが良いのではないか」という形でご意見いただけると、考える材料になるかなと思いますし。あと、あまり議論を長引かせるつもりはないんですが。30日というのは、候補者がこの人ですよということで、先ほど三木さんからも整理していただきましたけど、細かい部分詰め切れていないところもあって恐縮なんですが。30日というのは、ひとつの目安であって。お金の関係で言えば、30日以前に活動していた政治活動と言われるものに支出をしていたものと、30日を超えて選挙から30日以内の活動、特に選挙活動

に近いような形でお金を支出したものとすべてが、今までの年間を通しての政治資金の収支報告書の中に載ってくるものだと僕は思っているんです。特に30日以内の部分は、いわゆる選挙活動の公費負担といわれるものがされるので、その30日は特化した形で取り出してその期間に使ったものはすべてを報告してくださいと、その上限が2千何百万円かになってはダメですよという規定を設けたいと。何に使うかという風に、イギリス型というお話もあってイギリスがどうなっているのか僕も詳しくは把握できていないので、なんともそのことを説明できないんですが。別に列挙した形というよりは、一応これはこういう形でという事例的に挙げているんだと思うんですが。それをまた挙げていくと、限りなく現行法に近いような、またそれに対して規制だとか、一つ一つの取り決めということがされる可能性も出てきてしまうので。できるだけそういう形を採らないほうが良いのではないかと、個人的には思います。

片木淳:岡﨑さんお待たせしました、どうぞ。

岡崎晴輝:お話を伺っていて、期間の話と費用の話二つあったと思うんですけれども。まず期間の話に限定して問題提起をします。今日、30日という話がありましたけれども、一つに絞る必要はなくて、100日前ということともっと直前ですね、二つ設定してはどうかというふうに感じました。つまり任期満了から100日までをまず設定しますね、ここから選挙前の政治活動ができると。そして、今度は頭ではなくてお尻の方を設定して2週間前とかですかね。ここが立候補の締め切りであるという二つを設定するということで、もっと整理できるのではないかと感じたんですけれども。これまで100日というかなり長いもので議論してきましたよね。これを30日と、今日短いのを聞いたんですけれども。二つを設定してうまくいくんじゃないかと感じたんですけれども。いかがでしょうか。

三木由希子: 例えば韓国だと、大統領選と国政選挙だと思うんですけど、予定候補者登録のようなことをすると、そこから選挙運動ができるという仕組み。選挙運動規制が日本と同じような形で入っているところなので、今そういう仕組みになっていると。なので、やり方としては予備登録なり予定候補として登録をして、最終的に確実に出ますよということになるのは、もう少し投票日の手前というのはありかなと思います。そうすると、なんとなく出るかでないかわからないけれどもキャンペーンされるよりはわかりやすいかなというふうに、今ご指摘いただいて思いました。

片木淳:はい、ありがとうございました。今日は時間もあるでしょうから小林さんそこら辺も踏まえて、皆さんも意見を言っていただいて、詰めていくということでこの問題はとりあえずよろしいですかね。只野さん何かありますか。

只野雅人: やはり資金規制をどう設計するかということは非常に難しいなと、皆さんのお話を聞いていて思っていまして。一つは政治活動全部をカバーするというのは、結構大変ですよね。どこまで報告させるかというと。そうすると、問題はあるけれども、代表的な費目を挙げるという田中委員の提案も一考かなという気がします。これはある程

度の割り切りになりますよね。もう一つが政党ですね。政党が名簿出す場合にはそこに 規制がかかりますけど、それ以外の政治団体もある。個人が立候補する場合には、政党 や政治団体があって、現在は規制が厳しいですから事実上規制対象が特定できるんです けれど、憲法改正国民投票法と同じで、いろいろな人が運動を自由にできますよという 形になるとどこまでを規制対象にするかという話は意外と厄介かも知れないと思って います。今のところ妙案はないんですけれど。

片木淳:ありがとうございました。どうぞ小澤さん。

小澤隆一:まさしくその通りで、政党の活動についても、政党の選挙に関わる活動という形で仮に特定ができたとしても問題は選挙に関わらないんだと、政党の機関誌の宣伝活動なんだと。かつてそれで宣伝カーをバンバン走らせ、マイクをいろいろな人が使うということをやっていたわけで。それは今できなくなったわけですよね、宣伝カーもハンドマイクも。それが現時点でどういうふうに評価できるか、要するに結局政治活動がやりづらくなったという、せっかく自由にするというような我々のコンセプトからすると、これはこうなんだと考えた時に、評価・ポイントになってきてるだろうと。街頭で音を出すことばかりが政治活動かという点もあって、かつてはうるさいという音公害だという話で、それを口実にして規制されたという面もあるので。そのあたりのこともカウントする必要がある。いずれにせよ政党の選挙活動と、政党のそうじゃない活動というのは選挙期間中に並行するということは十分あり得るので、そのあたりのことをどう仕分けしていくのか。あるいは、仕分けしないで今みたいなやり方でやるのかということが一つ考えるポイントだと思います。

片木淳:現行制度の公職選挙法の解釈も、やはり基本的には今おっしゃったように選挙 運動期間に入るとグシャグシャになっているんですけれども。基本としては、選挙運動 は規制するけれども、政治活動は自由だよという前提があって、ただ選挙運動規制の余 波みたいなもので、こっちもやらないとグチャグチャになるというので規制されている というのが今の建て方なんですよね。だから元に戻って、田中さんがおっしゃったよう にやはり政治活動は自由だというのが我々の立場でもそういうことなんじゃないでし ょうかね、今までの審議から言って。そうすると、選挙前政治活動に対して上限を設定 して、これ以上金を使っちゃいけないというのは、やはり選挙運動として金持ちが金を 使って有利になるというのはおかしいじゃないかと。有利というか平等原則からおかし いじゃないかということで、憲法上も政治活動は自由なんだけど、このぐらいはぎりぎ り許されるかなという感じの解釈があって、したがって政治活動というのは自由だとし ておかなければいけないということになれば、そういうことで我々が上限をはめるんだ ということであれば、その概念というのは、選挙前政治活動というのを入れると広すぎ るのでそれは外して、今の選挙運動というと概念がぐちゃぐちゃになるので、ちょっと 違う言葉で何か考えないといけないんですけどね。小林さんのご苦労のあった点ですけ ど。基本的にはそんな感じなんでしょうかね、今皆さんのお話を承っているところでは。

ほかに何かご意見があれば出していただきたいと思います。

只野雅人: 収支報告書を出すということになりますね。今のように罰則があるわけではないけれども、不利益としては正規にきちんと出なかった場合には被選挙権の停止と結構厳しい制裁がかかってくるという話なんですけれども。例えば額を超過した場合ですね、法定額超過した場合どうするのかという扱いはちょっと面倒かなと思っていまして。この場合はやはり制裁対象にするのかというと結構影響が大きいかも知れないですよね。報告書に正しくない記載があったとか記載がおかしかったと、あるいは出していない、これは制裁対象にしやすいですけれど。どうしたものかなと思うんですけど。小林さんの方で何かアイディアがあれば。

小林幸治: 正直ほとんどアイディアはないんですけど。先ほどご指摘いただいたように、確かにそう考えると、ちょっと超過しちゃうからこの分は計上するのをよそうというのも判断としてできてしまうので、そこはどのように縛るか。規定できるのかというのはすごく難しいですね。だから、現行でもそうなんでしょうけど、抜け穴だらけと言ったらちょっと言い過ぎかも知れないですけど。出納責任者がその責任者ではあるけど、当たり前ですが候補者と相当密接な関係で、そこに出入りがどうなっているかということを事前にチェックする仕組みもなければ、それを果たしていれられるかどうかという問題にもなってくるので。ここは本当に悩ましいなと。

片木淳:現行制度では、出納責任者でしたか罰則でしょう。それは厳しすぎるという面もあるけど、当選は取り消しになって5年間選挙には出られないというような制裁をつけているわけですよね。でないと超過したけどそんなことは知らないというわけにはいかないですよね。何か要りますよね。何か制裁を与えないと作った意味がないですよね。小澤隆一:その通りなんですけど、一方で自由に選挙運動をやろうと言っておいて、ちょっとでも超過したら罰則というのは気の毒な面もある。そうすると結局この額はちょっと危ないということになると10%オフぐらいで留めておこうという自己規制が当然働きますよね、もし罰則になるんだったら。そういうことでみんなにやってもらうかという、これはもう絶対ダメなシーリングですよというような覚悟で選挙運動をやってもらうというふうに考えるのか。あるいは大学の入学定員みたいな話で、これから大学も厳しくなるんですけれども、要するに大学の入学定員は10%オーバーしても大目に見るわけですよ。今は、それで補助金減らしたりはしないんですね。そういうお金の面でのサンクションつけるとか、超過分の同額を国庫に納めろとかという形でともかくこの上限額にですねなるべく近接するようにもっていくと。やり方はいろいろあると思うんですよね。

片木淳: 私なんか、政治家について性善説に立つ気があまりしないんでね。そんなことを言っていたら、またどんどん広がるんじゃないかという気もしますけどね。そこはまたご議論いただいて。

この2ページの方へいかせていただいて。小林さん、何回も聞いたりしまして恐縮で

ございますが。この「報告公開の徹底」で、今終始議論になっています選挙前政治活動期間中の収支について、「候補者の責任において選挙管理委員会に提出し…」の次なんですが、「選挙管理委員会はその内容が適正かどうかを確認し不備等がある場合は訂正、再提出を求める。」ということなんですが。この内容が適正かという意味ですね。これはまあ形式的にやるという場合もあれば、ちょっとそこがどこまでやるのか、基準といいますか何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

小林幸治: これも具体的にきちんとこういう形でというのを想定できているわけではないんですけど。少なくとも不正が行われていないかどうかというチェック、また選挙管理委員会そのものがやるというよりは、まあチェックするために第三者機関を置くとかというと大げさになってしまいますけど、場合によっては調査もできるということももしかしたら必要なのかなという。今片木さんがおっしゃった性善説に将来的に立ち戻るためには、徹底的に不正は正さないとダメなのかなとか、色々考えたりはしますけど。片木淳: 実務的には、書類が上がってきますよね、領収書か何か一緒についてくるんでしょうけど、大抵の場合はそれこそ性悪説ではねばれる様なことはよほどのことがないとやらないと、見た目じゃなかなかわからないというケースも多いと思うんですよね。そこで内容が適正かどうかを確認し、というふうに選管に責任を持たされると選管も困るというね。やるんならどんどんやらなければいけないということになるので、そこら辺はどうしたらいいもんですかね。

小林幸治: そうですね、おっしゃる通りかなり実務に近い部分もあるのでどこまでできるのかという話もあるのかと思うんですけど。僕も現行の選挙運動期間の収支報告書を提出して、そういうやり取りというのを実体験として持っているわけではないので。どの程度やられているのかというのは、報告をしたらその書類が揃っていればそのまま通してしまうのか、内容を精査しているのか、そこらへんも実態として実務をやっている方にもお話を伺うぐらいのことはやっていかないといけないかなと思っています。ただ、一つ東京都でしたけど過去ずい分前ですが政治団体に関わっていたことがあって、その収支報告書は東京都の選管に持っていったことがある、その時には相当やり取りをして、別に不正がどうのこうのというよりは、これは使い方としてどうなのかというチェックは受けた記憶はあるんですね。少なくともそういうチェックというのはきちんとすべきなのかなと。どこまでできるのかということもありますけど、そこら辺はもうちょっとつめていく必要があると思いますし。実態としてできないことを提言しても、できないよねというので終わってしまうので。実現可能性のあるものにというふうには思っていますけど。

田中久雄: やはり選管などは、実態的な内容が適正かどうかというのは無理だと思うんですよ。ですから一般的にやられているように形式的な条件だけが整っていれば受理するということにならざるを得ないと思うんですよね。それをチェックするというのがインターネットでできるだけ公表して、公の目に触れさせて、これはおかしいじゃないか

とか自分の関係しているところからして内容が違っているという、ある意味告発的なことに期待するということしかないと思うんですけど。インターネットや何かでも、迅速 に公表するということは非常に大事なことだと思うんですが。

もう一つここで抜けているのは、今の収支報告書は確か保存期間とか公表期間が3年だと思うんですよね。それはちょっと短すぎるというか、参議院は議員の任期が6年ですよね、衆議院の場合は任期を全うすれば4年ですよね。地方議員もそうですよね。これを3年で保存期間とか公開期間を限定しているというのは、任期の長さから比べても短すぎるし、資料の保存とか公開の徹底の中に保存・公開の期間というのを、議員が任期を全うするまでの間は引き続きやっていくということは提言として付け加えても良いと思いますけど。

小林幸治:ありがとうございます。今ご指摘いただいた部分、収支報告書を提出した時点で選管なり何なり公の機関が同のようにチェックできるかどうか、できないのかできるのかも含めてということはありますし。今ご指摘いただいた部分で、公開することで疑義というか不正を正すような有権者なり市民からの意見に対してそれを受け取る機関というのも必要かなと、作っているときに思いました。ただ、具体的にそれをどういうふうに置くのかということまでは具体化できていないので。都道府県レベルの選管にそういう窓口を置いて、それに対してどういう権限で調べることができるかとか、一つ一つすべてに答えなくてはいけないのかとか、逆にきていが必要になってくると思います。そういう市民の意見に対してお答えするような仕組みによって、不正を正していくようなこともできるかなとも思っています。あと二点目の機関についても、候補者にも確か3年の保存期間を課していたと思います。3年過ぎると廃棄してしまっていいよという話になっていると思いますので、これは数字までは入れていなかったんですけれども基本的にはインターネットで公開して、電子データ上は長期間保存できるような形で、公開も含めてできることが望ましいとは個人的に思っています。

岡崎晴輝: これまで政治活動と選挙運動の区別を基本的になくそうという話をしてきたと思うんですね。そうしますと、通常の政治資金報告書と選挙運動の費用の収支報告書、これを一本化しようという議論が当然出てくると思うんですね。基本的には政治資金報告書の方に統合して、ここで有権者が把握できるようにするというのが、シンプルで良いのではないかと思うんですが。ここを区別する理由は特にあるんですか。

片木淳: 私から私の理解の範囲でお答えしたいと思います。さっきも申し上げたんですが、基本は日本では選挙運動規制が今まで厳しすぎて、これを撤廃するべきだというのがこの審議会の考え方で統一されてきた流れではないかと思いますけれども。その点はおっしゃった通りなんですが。ここで言っている選挙前政治活動期間中に、金持ちだけが有利になってはいけないだろうという平等原則からですね、やはり支出の上限を規制しようという話になっているわけですね。上限を規制しようという話になりますと、政治活動の金額の上限を規制するということがそもそもあり得るのかと、憲法から言って。

選挙も怪しいんですが、選挙は平等原則で金持ちばかりがお金を使ってキャンペーンを やって、それで通るということがあればやはりおかしいだろうということで、この選挙 審の今までの議論の流れとしましては、選挙についての面は上限を設けても良いんじゃ ないかということになっているということじゃないでしょうか。

岡崎晴輝:はい、その際に収支報告書が別が良いのか、一本化した上で通常の政治資金 収支報告書の中で選挙運動に掛かったところが区別されたような形で記載されている のもあり得ると思うんですね。全く二本立てではなくて一本化した上で、その中でここ は選挙運動費用だということがわかるようなフォーマットに変更するというようなや り方もあるのかなと思っていて、その方が審議会の考え方と首尾一貫しているような気 もするんですが。特にこだわりはしません。

片木淳: そこはおっしゃる通りで、小林さんもさっき説明したと思うんですけれども。全体は透明性を確保するために政治資金収支報告をきちっと書いて、それを世間に明らかにしていく・公表していくということは、それはそれでいいし。その中に選挙関係も政治活動の一環ですから、どれだけ金を使ったのかということもちゃんと収支報告をしておくというのは、これは良いと思う。それは公表の関係ですね、透明性の確保の関係で。ただしこれに規制をかけて、あなたはこれ以上お金を使ってはいけないというのは、今まで言うところの選挙運動ですね、選挙前政治活動という言葉を今回使っていますけれども。その部分については上限で抑える以上は区別せざるを得ないだろうという感じなんですけどね。

三木由希子: 少なくとも特に国政の政治家は、政党支部・資金管理団体・その他政治団 体と複数持っていると思うんです。今、何を対象に議論しているのかということをはっ きりしないと何に対してお金を抜き選するのかという問題があると思うんですね。政党 支部は政党なので、別枠で議論することにするのかなと思うんですが。資金管理団体と、 政治団体いくつかと多い人は複数政治団体持っているという状態で、お財布がいくつか あるということが現にあると。なので、まずそこそのものを変えないと成り立たない話 をしているのか。それとも選挙期間中はこのところでしかお金の出入りをしてはいけま せんということを前提に話しているのかというのは、一度整理をさせてもらった方がい いかなと思います。それともう一つが、政治資金について収支報告書で一本化しようと 思うと、一つの政治団体で収支報告書上の様々な寄付規制とかが入ってきますよね。そ れは選挙期間中が含まれていても同じように規制が掛かるという状態になる。今までは 必ずしもそうじゃなくて、選挙運動は選挙運動用で独立した収支が出たということがあ るわけですよね。なのでもう一つの論点として、選挙のためにお金を使うということは、 その分だけは別枠でお金が調達できるという仕組みを前提に今話しているのか。それと も全体の政治資金だったら政治団体一本でそこの中の上限ですべてみなさいという話 になっているのか、ちょっとお話を聞いてですね私がわからなくなったというところが あるので。おそらくどういう前提でご意見が出ているのかというのを、どなたかにどう

いう前提ですというのをいっていただけるとすっきりするんですが。

小林幸治: 今、三木さんのご指摘いただいた部分だと、政党と政治団体に関しては今日の中では触れていないんです。なので、今の選挙運動費用の関係性の中でとりあえずは考えています。今の選挙運動の費用に関しては、収支報告書も候補者として提出しますよね。政治団体としてではなくて。そこの関係の中でしかないです。政治団体と政党に関しては、年間を通した収支報告書を当然作って報告するので、そことの関係をどういうふうに整理していくかというのは触れていません。触れていないというか、検討しないといけないというところなんです。

三木由希子: 要は政治家が個人で寄付などを受けてはいけないことになっているわけですよね。なので、選挙期間中だけ収支に関しては候補者というので出ていますけど、日常的な政治活動については、基本的には政治団体で寄付を受けるというのが前提ですよね。だから規制をなくして政治活動と一本化して、収支報告と一本化していくということはやはり前提としてはどこかの政治団体に一本化して団体として受けるというふうにしないと、ほかの制度を大幅に変えないとこの議論は成り立たないということになるので。そこはまだ深く掘り下げているわけではなく、これから考えましょうということですね。

片木淳: 今のこの選挙前政治活動の上限規制というのは、当たり前ですけどあくまでも支出をどう抑えていくかということですから。収支に分けて、そのうちの支出でしかも選挙がらみになっているところを政党の選挙運動・政治活動全体の収支報告書の中から、仮に全部一緒にするということであれば、その中から支出の分だけを取り出して上限を設定していくということですよね。そういうふうにある程度理解していただいて、後の細かいことはおっしゃるようにこれから議論する話ですから、3番目に今日残っている宿題として議論していただきたいという感じですね。

小澤隆一:そういうふうにして、選挙運動費用の上限にしシーリングを設けるということの趣旨は、確認なんですけれども、選挙運動をやるそれぞれの候補者陣営の平等性を確保しようという目的があるわけですよね。そういう目的があるからこそ、こういう議論になっているということを抑えた上で、ここから先は今三木さんが言われたことと同じようなことを別の角度から言うんですけど。政党としての活動が別途選挙運動期間であっても走っている以上、結局それは政党候補者にとってはここで平等性確保されても全体としての平等性は必ずしも確保されないということで、それはもうしょうがないんだと。我々のこの目的は選挙運動費用の規制は、候補者の平等性の確保なんだと、そういうふうに割り切ることなのか。じゃあ、片方は野放しか、という問題がどうしても残ってしまう。そっちの方に対して網をかけるということになると、そこまでやって良いのかという悩ましい問題が出てくるという、そういう論点だということで、確認させていただいてよろしいですか。

田中久雄:現行の制度でも政党の関しては選挙運動費用の収支報告書というのは出す必

要がないわけですよ。年に1回の政治家活動の収支報告書を。ですからまさに一本化されているわけですよ。政党が選挙運動をやったとしても、選挙運動の収支報告書を出す必要は今のところないわけですね。みんな1年間の政党活動の収支報告書で、その中に含まれていると。ですから現行制度はあくまでも候補者個人の選挙運動に掛かった費用、しかも選挙運動終わってから15日以内ですよね。すぐに出さないといけないわけですよ。選挙の結果どの位お金を使ったということを迅速に知らせるという趣旨から、年に1回ということじゃなくて、選挙ごとに15日以内に出さないといけないという非常に厳しいわけです。ですから政党の関しては正に政治活動と選挙運動とが一本化されちゃって年に1回報告すればよいという形になっているので、今のところは問題ないような形になっているわけですが、それもそれで良いのかということがあるわけですよね。政党であっても、実質選挙運動をやって公表の原則からすると、上限を決めるかどうかにしてもですね、ある程度公平にどれ位お金を使ったかということを別立てで公表する必要があるのではないかと。それも選挙が終わった直後に、その費用だけを計上して別途に選挙運動報告書として提示する必要があると、これはイギリスのやり方ですよね。

片木淳:田中さんちょっといいですか。この3ページの一番上の「選挙運動費用の制限」、 これは現状ですよね。

田中久雄:そうですね。

片木淳:これは小林さん、参議院の比例代表5,200万円一本なんですね、これは比例代表ということは政党ですか。

田中久雄: これは一人ですよね、参議院の場合は比例代表は個人の名前でも出せるわけですよね。

片木淳: そうそう、両方で、でも政党選挙ですよね。聞きたいことは、衆議院の比例に 上限がなぜ設定されていないのかというのは、あの政治改革以降の話だろうと思うんで すけどね。何かこれは理由が、要するにこの表で抜けている理由ですよね。そこらへん もちょっと研究して、今田中さんがおっしゃったように現状でももう制度が参議院はあ るかも知れませんしね。我々全体の話としては、政党と候補者を、さっきの議論に戻り ますけど、区別する理由はないわけで。やはり選挙の公平ということから言えば上限を 設けていくべきだと、一応今までの流れから言えばなっていると思いますけど。これは、 また今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

それで申し訳ありません、ちょっと時間がなくなってまだ議題がありますので。今日 初めて我々も見させていただいたので、色々ご疑問とか聞きたい点、ご意見あろうかと 思いますので、これはまた議論のある方はメールで事務局の方にあとでお送りいただけるように、お願いしてよろしいでしょうか。という処理にさせていただいて、一応今日は「選挙運動費用の上限設定について」は大変熱心なご議論いただきましてありがとうございました。 小林さんありがとうございました。

小林幸治:昨年まで第1期に関しては、部門ごとで議論していたわけじゃないですか。

選挙運動に係る部分は第1部門でかなり煮詰めて、今日みたいに一定程度お示しすることができるんですけど。今日お示ししたペーパーでも2ページ目の一番下とか、4ページ目の一番下に政治資金のあり方ですとか、政党交付金の使途に関しては別々で第1期の時は議論されていて。これは提案というかお願いなんですけど、その視点からしてこの提案に対してどういうふうに考えるかというのを、ちょっと積み重ねて摺り合わせていかないと、というのが第2期の作業なのかなというふうに僕の中では認識していて。昨年度の中では政治資金のあり方については、5-3で一定程度お示ししていただいていますし。5-2で政党交付金に使途を政策作りに使うしくみにするでお示しして、それを具体的な制度化する際に、今日ご議論いただいたような中身とどういうふうに重ね合わせていくかという議論が必要だと思うので。その作業をどういうふうに進めていくかというのをちょっと

三木由希子: その二つとも私が書いたものなので、とりあえず私が何を書いたかという ことを思い出していただくために簡単に申し上げます。

政治資金の問題に関しては、全体ではなく国民監視の下で政治資金についてみんなで 監視ができるようにすることで適正さを確保するというのが、そもそもの法律の目的な んですね。ところが今その前提を満たすように監視しやすいような情報提供・情報公表 していないということがそもそも問題で。先ほど田中委員からもご指摘があった通り、 3年保存というふうに政治資金規正法上なっているんですよね。2007年に政治資金規正 法を改正したときに、収支報告書のウェブ公開と、これまで法令上閲覧しか規定してい なかったものを、閲覧と写しの交付を一体化させて、これまで情報公開請求しないと写 しの交付は受けられなかったのを、とにかくそれはやめてくださいという話でそこをや めて、その結果ウェブ公開もダウンロードできるようになったんです。それまで総務省 はウェブ上公表していたんですけど、閲覧はできるけれどもプリントアウトもダウンロ ードもできないという公表の仕方をしていて、それは法令上の縛りがあるからというこ となんですよね。政党交付金の方に関しては、未だに縛りが効いているんですよ。だか ら閲覧規定しかないという問題があって。それはまた別問題があるんですけど。そのウ ェブ公表と写しの交付まで2007年の改正で行けたんですけど、3年保存を何とかして欲 しいと言ったけれども、そこはどうにもならなかったんですよね、2007年の改正の時に。 その辺のデータを如何に見やすくするかというところは、大きな課題ですと。そもそも 制度趣旨と合っていない実態にあるということと。今の技術を使えばもっと簡単に色々 見られるようになるということと。事後の修正があまりにも多いということについて、 やはりアカウンタビリティーの徹底が必要ですよねということを主に書いているんで すね。そういう意味では全体を書いているわけではないという、つまりほかのこととも あるのであまり踏み込んでやらなかったということがあります。そういう意味では公開 のあり方とか、どうやって国民の監視の下に置くのかということについては書いてある んですけれども。全体の枠組みとしてどういうふうに規制を適正化していくのかという

ことには実は踏み込んでいないというのが政治資金の問題です。

政党助成の問題は、使途を全部縛るというよりも、今全く使途が縛られていない中の何%かは政策に使ってくださいというふうに、一部使途を縛るという以上の提案を実はしていないということがあるんですね。なので、今回の政治活動とか選挙運動とかを一本化したときの政治資金のあり方とか政党助成のあり方とかということに踏み込んでいる訳ではないということがありまして。昨年度までやっていた議論のベースの上にこの議論ができるかというと、そういう内容は前期の答申では書いていないという関係になるんですね。なので、今出てきた様々な課題をベースに、じゃあ政治資金の方どうしましょうかというのは、それは選挙との関係でまた別にきちんと論点整理として議論をしないとおそらく議論ができないということだと思います。政党助成も同じであろうと、特に政党助成の場合は国政政党は良いけどそれ以外どうするというところまで議論を広げようと思うと、結構大変な話になるということで、前期はそこまで手を付けられなかったというところがあるんです。だから、新たにやらなければいけないというふうにご理解をいただいた方が良いかなと思います。

片木淳:小林さん、それでよろしいですか。

小林幸治:このあとの議題になるのかも知れないですが、この工程表だとあと2回3回かでこれをまとめてしまおうという予定になっているんですけど。ちょっと自信がないというか、結構大きな話なので。全体像もまだボヤーっと見えてきたというレベルで。出と入りが、お金の関係で言えば、どこから入って来てどこへ出ているのかというのを、現行制度上で言うとグチャグチャですよね。

片木淳: わかりました。それは次回・次々回にいろいろ議論、最初から全体像はなかなか出にくいと思いますので、いろいろ議論していけたらと

小澤隆一: 今の論点とても大事な問題で。私はこの工程表では、「国政選挙と地方議会 選挙の関連」というふうに振られているんですけれども。

片木淳: そうしたら、もうこの議題に移りますか。

小澤隆一:今の話で、この前の6月28日にも別の場で全体のグラウンドデザインの話に少し問題関心があって話したこともあるので。我々第2部会では比例と大選挙区というような大まかな提案していますので、それとのすり合わせを意識してする選挙運動とか政党助成の問題も含めた、なかなか個別具体的な制度まで詰め切れませんけれども。全体をすり合わせると、こんなものが仕上がるんじゃないですかということを、どこかでデザイン出させていただければと思います。ただ、いきなりは出せないので、この来年の3月ぐらいというのを私の担当テーマをそういうものにしていただければ、そのころにはぼんやりしたものになると思うんですけれども、出す気はあります。

片木淳: じゃあ、ここに「国政選挙と地方議会選挙の関連」と書いてあるのを少し変えるということですか。文言としてどう変えるか言っていただければ。

小澤隆一:むしろ第2期の活動に私なりに貢献したいな、できるなというふうに思うの

は今言ったような話かなと思って。

片木淳:具体的にはどう変えたらいいですか。

小澤隆一:国政選挙と選挙運動と選挙運動資金・政治資金の関連。

片木淳:ということは、それは上のほうでも出てきますよね。

小澤隆一: 先ほど田中さんも言われたように、第1部会の答申から言ったら衆議院は比例中心になるので、候補者中心に選挙運動にならないんです。

片木淳: わかりました。そうしたら、この日程については城倉さんの方から説明いただきますけれども、とりあえず9月の段階ぐらいまでにそこら辺も議論していただいて、それで詰めきらないことがあれば、その中の部分で3月に私がまとめようということがあれば良いと思いますけど、そんな感じでよろしいですか。それでは城倉さん、時間がだいぶ少なくなってきましたので、申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

城倉啓:はい、皆さんはこれがやりたいと誰も言っているわけではなく私が、あるいは 事務局で練って勝手に振っているということを確認させていただいた上で、それを前提 にしてお願いをしたいと思っております。加藤一彦さんまでは確定しているんですけれ ども。三木由希子さんに、政治資金収支報告についてのお話、今の議論を受けての先ほ どの小林幸治さんのリクエストに答えるような形でやっていただけたら助かるなとい うふうに思っております。それと、せっかく小澤さんがおっしゃったので、あと2~3 回で全部というよりは1回寝かせるという考え方もあるのかなと思いまして。例えば小 澤さんがよろしければなんですけれども、9月のところをその「国政選挙と選挙運動と 政治資金との関連」を入れるという形で、小林さんがいろいろ練る時間も得られるのか なとも思うんですけれども。これと差し替えてやっていただくというのはいかがでしょ

小澤隆一: ちょっと準備の時間がないので難しいです。

城倉啓: そうなんですか。やはりこれでいかないとまずいですかね。それと政党助成と 政治資金について新たに考えなくてはいけないとおっしゃっているので、このようなや り方で良いのかなということは大変疑問に思ったんですね。9月に公費負担、残る公営 部分、政治資金・政党助成の改正原案までいけるのかと、私も議論を聞いていて困った なと。

片木淳: ちょうど良いんじゃないですか。困ることは何もないんじゃないですか。

城倉啓:そうですか、このまま行けと。

片木淳: いやいや、ちょうど良いんじゃないですかね。どこまで詰まるかそれは議論しだいですけどね。

城倉啓:小林さん、よろしいですか。なんとも言いにくいと。

片木淳:ぜひお願いしたいと思いますけどね。

城倉啓:はい。で、10月に罰則規定については、坪郷さんが刑法の専門家にあたるとい うことをずっと宿題として持っておられるということを言って、その方がどなたなのか、 お名前もわかりませんけれども。これでよろしければ、罰則の話は今日も出ていましたし、それは早めのやっておくと良いのではないかなと。そこに若干事務局から太田さんに選挙管理実務のことも、今日も出ていましたのでこの話も混ぜ込んで。これぐらいで考えて、11月までに公費負担・政治資金・政党助成法改正案、ここまで一塊でやらせてもらって。あとはまた別途考えていくというぐらいの確認で、今日のところはよろいいでしょうか。

片木淳:よろしゅうございますか。ご意見ないようでございますので、今後の段取りで 事務局から報告を2件ばかりお願いしたいと思います。

城倉啓:6月28日、先ほど小澤さんもおっしゃったように議員交流勉強会は大変盛会となりました。48人の参加があって、6つの会派の国会議員が政務調査会から派遣されたという形で来ました。自民党・国民民主党・希望の党・無所属の会・社民党・共産党の6会派でございます。そのほか自由党は秘書もよこしております。そして何よりも供託金違憲訴訟弁護団の方や、日本若者協議会と、こういった連帯している団体からの発言を伺って、若者たちの質疑応答などもあって、東京新聞・朝日新聞も来てくれて。東京新聞に次の日に記事が載ったということで良い弾みになったのではないかと思います。選挙供託金の件で議連ができればという願いでやっております。それと、みなさんにお配りしていると思いますけれども、『骨子』を8ページで発行しております。これをどんどん配布して世論を喚起していきたいと思います。次回以降の予定については、このように書いてありますので、よろしくお願いいたします。

片木淳:はい、ありがとうございました。お願いなんですけど、東京新聞に載ったという供託金に関する記事の写しをあとでお願いします。

城倉啓: はい、皆さんに配信いたします。先ほど片木さんがおっしゃったような形で今日の色々なご意見は事務局に出していただくということですね。

片木淳: ぜひお願いしたいと思います。それでは、岡崎さんよろしゅうございますか。 今日は時間もなくなりましたので、これで閉じたいと思います。

岡崎晴輝:はい、結構です。ありがとうございます。

片木淳:では失礼します。みなさまご苦労様でございました。これで今日の会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(岡﨑委員未校正)